

戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の概要

【条例制定の理由】

○平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の保育料については、市町村が定める必要がある。

(子ども・子育て支援法第27条及び第29条)

- ・特定教育・保育施設：(新制度移行)幼稚園、認定こども園、保育所
- ・特定地域型保育事業：家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

○新制度では、公立保育所における保育料を、公の施設の使用料として条例に根拠を定め徴収する必要がある。

(子ども・子育て支援法附則第6条第4項、地方自治法第228条)

- ・私立保育所の徴収根拠については、子ども・子育て支援法(附則第6条第4項)に規定されており、それ以外の保育所等(公立保育所、新制度移行幼稚園、地域型保育事業等)については、施設と保護者との直接契約となるため、法で特段の規定はない。

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料】

3歳以上	1号認定	(新制度移行)幼稚園 認定こども園	教育標準時間		→ 保育の必要性なし
			2号認定	4歳以上	
	保育所	保育短時間 ▲1.7%			
	3号認定	3歳児	認定こども園	保育標準時間	
保育所			保育短時間 ▲1.7%		
3歳未満	3号認定	認定こども園 保育所 小規模保育事業等	保育標準時間	保育短時間 ▲1.7%	} 保育の必要性あり

【保育料の内容】

○教育を受ける子ども（1号認定こども）の保育料（全5階層）

- ・最高階層（第5階層）は、保育認定（2号認定）子どもの第9階層「保育短時間」の平均値。
- ・第3・4階層は、第5階層から就園奨励費分を差し引いた額で設定。
- ・第1・2階層は、保育認定子どもの保育料に合わせ0円に設定。

○保育を受ける子ども（2・3号認定こども）の保育料（各10階層）

- ・保育料の算定について、所得税額による算定から市民税所得割による算定へ変更。
- ・従来の税階層区分、年齢区分、保育料をそのまま継承。
- ・保育短時間（最長8時間保育）の保育料は、保育標準時間（最長11時間保育）の保育料の▲1.7%で設定。

【罰則について】

○条例第7条第1号の規定

- ・保護者が、正当な理由がなく、教育・保育給付に関して必要な報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示等をしない場合。
(子ども・子育て支援法第13条第1項及び第87条第1項)

○条例第7条第2号の規定

- ・教育・保育を行う者が、正当な理由がなく、教育・保育給付に関して必要な報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示等をしない場合。
(子ども・子育て支援法第14条第1項及び第87条第2項)

○条例第7条第3号の規定

- ・保護者が、支給認定証の提出又は返還を求めても応じない場合。
(子ども・子育て支援法第23条第2項、同条第3項、第24条第2項及び第87条第3項)

1 教育標準時間認定を受けた子どもの保育料（1号給付）

世帯階層区分	世帯階層区分の定義		保育料（月額）
第1	生活保護法による被保護世帯		円 0
第2	第1階層を除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0
第3		77,100円以下	13,800
第4		77,101円以上 211,200円以下	18,200
第5		211,201円以上	23,400

2 保育認定を受けた子ども（3歳以上児）の保育料（2号給付）

世帯階層区分	世帯階層区分の定義		保育料（月額）			
			3歳児		4歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法による被保護世帯		円 0	円 0	円 0	円 0
第2	第1階層を除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3		均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	5,200	5,100	5,200	5,100
第4		48,600円未満	7,100	6,900	7,100	6,900
第5		48,600円以上 58,800円未満	10,000	9,800	10,000	9,800
第6		58,800円以上 97,000円未満	16,000	15,700	16,000	15,700
第7		97,000円以上 132,600円未満	23,500	23,100	20,500	20,100
第8		132,600円以上 169,000円未満	24,500	24,000	21,000	20,600
第9		169,000円以上 301,000円未満	26,500	26,000	22,500	22,100
第10		301,000円以上	27,500	27,000	23,500	23,100

3 保育認定を受けた子ども（3歳未満児）の保育料（3号給付）

世帯階層区分	世帯階層区分の定義		保育料（月額）	
			保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法による被保護世帯		円 0	円 0
第2	第1階層を除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0
第3		均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	7,600	7,400
第4		48,600円未満	9,500	9,300
第5		48,600円以上 58,800円未満	12,500	12,200
第6		58,800円以上 97,000円未満	19,500	19,100
第7		97,000円以上 132,600円未満	31,000	30,400
第8		132,600円以上 169,000円未満	44,000	43,200
第9		169,000円以上 301,000円未満	52,000	51,100
第10		301,000円以上	57,000	56,000

備考

- 1 教育標準時間認定を受けた子どもとは法第19条第1項第1号に規定する子どもをいい、保育認定を受けた子ども（3歳以上児）とは同項第2号に規定する子どもをいい、保育認定を受けた子ども（3歳未満児）とは同項第3号に規定する子どもをいう。
- 2 世帯の階層の認定に当たっては、その保育を受ける子どもと生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の課税額の合計額により行うものとする。
- 3 保育標準時間とは1日11時間まで保育の利用が可能となる支給認定区分をいい、保育短時間とは1日8時間まで保育の利用が可能となる支給認定区分をいう。
- 4 均等割の額とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、所得割の額とは同項第2号に規

定する所得割（所得割の計算に当たっては、同法第314条の7から第314条の9まで、附則第5条、附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

5 1の表において、同一世帯に小学3年生以下の児童が2人以上いる場合の保育料は、当該児童のうち教育標準時間認定を受けた子どもが年齢の高い順から2人目のときは半額とし、年齢の高い順から3人目以降のときは無料とする。

6 2の表又は3の表において、同一世帯に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、幼稚園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、若しくは入園し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している児童が2人以上いる場合の保育料は、当該児童のうち保育認定を受けた子どもが年齢の高い順から2人目のときは半額とし、3人目以降のときは無料とする。

7 3歳未満児又は3歳児として保育を受けた児童の保育料は、当該児童がその年度中に年齢がそれぞれ3歳又は4歳に達しても、その年度中はそれぞれ当初の3歳未満児又は3歳児の保育料による。